

令和2年7月20日
令和2年10月23日更新
令和2年11月4日更新
令和2年12月14日更新
令和4年4月5日更新
令和4年10月21日更新
令和5年3月9日更新

学生のみなさんへ

大学への登校に係る新型コロナウイルス感染予防対策について

本学では、新型コロナウイルス感染予防対策として、学長メッセージにおいて、いわゆる3密（密閉、密集、密接）を避け、自分や他者への感染リスクを最小限に留めるための行動をすることを学生のみなさんへお願いしてきたところです。

学生のみなさんが安心してキャンパスライフを送ることができるように、令和5年4月1日からは、以下の感染予防対策の実施をお願いいたします。

○基本方針

新型コロナウイルス感染予防対策として、引き続き「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等について、学内のみならず学外においても実践すること。

マスクの着用については、各自の判断にゆだねることを基本とするが、感染が大きく拡大している場合や、授業・実験・実習等で大学等から特別な指示があった場合はその指示に従うこと。

また、授業等その他活動終了後は、会食等は避け、速やかに帰宅すること。

【健康管理】

（1）毎朝の検温等、健康管理の徹底

① 各自で毎朝検温を行い、各自の体調について「健康管理表」（Excelファイル 別添1）に入力すること。

（別途アプリストアから、本学が健康管理者登録した「健康日記」アプリを使用した入力・保存も可能。使用する場合は、必ずこちらのページを参照のこと。）

（※）上記「健康管理表」とともに、「行動記録表」（別添2）を参考として、日頃からの行動についても記録するように努めること。

（※）後に万が一、新型コロナウイルス感染症に感染した場合や濃厚接触者の可能性がある場合など、経過の確認を行うため、必要に応じ本学からファイルにより「健康管理表」、「行動記録表」データの提出を求められることがあります。

② 「健康管理表」記録の結果

「発熱（目安として37.5度以上）、咳、息苦しさ、倦怠感、嗅覚・味覚異常」などの症状が一つでもある場合には、大学へは登校せず、5ページの担当係（学生サービス課学生生活係、越中島地区学生支援係）へ連絡し、3～5ページ【症状が出た場合等の対応】によることとし、大学から登校再開の許可があるまで登校しないこと。

【登下校途中】

- ・マスクの着用については、各自の判断にゆだねることを基本とする。
- ・公共交通機関等を利用する場合は、①マスクを着用し、会話は控えめに。②車内換気への協力。
- ③混雑を避けた時間帯・車両の利用を心がけること。

(参考)

[「マスクの着用について」\(厚生労働省 HP\)](#)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

【入構時】

- ・学生証を常に携帯し、必要に応じて提示すること。

【入構活動中】

(1) マスクの着用等

・

構内でのマスクの着用については、各自の判断にゆだねることを基本とする。

ただし、授業等において個別の指示があった場合は、その指示に従うこと。

- ・特に教室内など建物内での発表や発言などの際は、飛沫が飛ばないようにすること。

(2) 建物内に入る際の手指の消毒等の徹底

- ・各建物内に入る際には、建物入口等に設置の消毒液で手指の消毒を徹底すること。
- ・他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、キーボード、タッチパネル、電気のスイッチ、タブレット、エレベータのボタンなど）では、接触感染となる恐れがあることから、構内では石けんと流水によるこまめな手洗いを心掛け、特に授業の前後は手を洗い、消毒を徹底すること。

(3) 登校前に検温ができなかった場合

体温計がどうしても手に入らない場合や、測定を忘れた場合には、本学が指定した場所（品川キャンパス：白鷹館 1 階エントランス、越中島キャンパス：1 号館 1 階エントランス）に設置した「固定式非接触セルフ検温計」により、入構後、速やかに検温すること。

なお、上記以外の建物入りロスペース等に「携帯式非接触セルフ検温計」が設置され、学生自らが使用する場合には、上記検温計は他の学生等も利用する共用機器であることから、必ず検温計脇に設置された消毒液により、手指の消毒を行った上で検温すること。

(4) 構内における発症

構内において、1 ページ②の症状が起きた場合には、速やかに 5 ページの担当係（学生サービス課学生生活係、越中島地区学生支援係）に原則として電話により連絡（連絡先電話番号は学内検温場所にある掲示あるいは 5 ページを参照のこと）の上、指示に従うこと。

(5) 課外活動の実施

- ・別途、本学が各課外活動団体へ周知した「課外活動における新型コロナウイルス感染防止対策指針」に基づき行うこと。

(6) 学内施設の利用

- 各施設の利用にあたっては、それぞれの施設の講じる3密防止対策に従うこと。

(8) 学内における食事

- 食事については指定された場所で3密に注意して摂ること。
(生協の他、本学の指定する開放教室等)
- 人と一緒に食事を摂るときは、**身体的距離をとり、対面ではなく横並びで座り、食事中は会話を控え、大声は出さない**こと。

(9) トイレの利用

- 用便後は**石けんと流水による手洗い及び消毒の徹底**を行うこと。
- 手拭き用のハンカチ等を持参すること。

(10) 事務局への問い合わせ等

- できるかぎり窓口ではなくメール等により問い合わせること。
- 事務局の窓口を利用する際には、身体的距離を保つため、整列対応として前の者と1メートル以上間隔を空けること。

(11) 相談窓口

生活上の不安や授業や履修等の悩みは、5ページの各担当係（品川：学生サービス課、教務課、越中島：学生支援係、教育支援係）または保健管理センター、学生相談（カウンセリング）に相談すること。

【構内での活動終了時】

- 授業その他活動終了後は、速やかに帰宅すること。

【症状が出た場合等の対応】

(1) 症状がある場合

- ①発熱（目安として37.5度以上）、咳、息苦しさ、倦怠感、嗅覚・味覚異常などの**症状が一つでもある場合**には、学校保健安全法第19条に基づく**出席停止の措置とします。**
大学に登校せず、担当係（学生サービス課学生生活係、越中島地区学生支援係）へ連絡すること。

- ②以下のサイトを参照の上、**相談・受診の目安に当てはまる場合は、かかりつけ医、自治体の新型コロナウイルス相談窓口**に相談・受診すること。

（相談・受診の目安や相談方法）

- 東京都 HP：[新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口について](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/soudan/coronasodan.html)

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/soudan/coronasodan.html

（参 考）

- [新型コロナウイルスに関する都道府県の相談窓口等の情報](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

- ③本学への病状報告は、担当係（学生サービス課学生生活係、越中島地区学生支援係）からの指示によりメールにて行い、**継続して毎日（朝・夕）体温を測定し、日々の健康状態とともに**

に「健康管理表」への記入を徹底して行うこと。

(※) 担当係(学生サービス課学生生活係、越中島地区学生支援係)から学内関係課へ報告し、教務課・越中島地区教育支援係において必要に応じて授業関係教員へ連絡します。

④登校再開については、医療機関においてもできるだけ判断してもらうこと。

その場合、診断結果を大学(学生サービス課学生生活係、越中島地区学生支援係)に報告し、大学からの指示によること。

登校再開の目安は、次の 1) 及び 2) の両方の条件を満たすこと。

- 1) 発症した日の翌日から起算して7日が経過していること。
- 2) 薬剤を服用していない状態で、解熱後72時間が経過し、発熱以外の症状が改善傾向であること

(※) **最終的な登校の可否については**、「健康管理表」と医療機関の判断をもとに、担当係が保健管理センターと連携(保健管理センターは必要に応じ学生へ保健指導等を行います)の上、**大学(学生サービス課学生生活係、越中島地区学生支援係)から連絡します。**

(※) 出席停止の措置により受講できない授業等については、【令和2年3月26日】「新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応について」を参照。

(2) 新型コロナウイルス感染症に感染又は濃厚接触者に特定され場合等

① **新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は濃厚接触者に特定された場合**には、学校保健安全法第19条に基づく**出席停止の措置となります。大学に登校せず、担当係(学生サービス課学生生活係、越中島地区学生支援係)へ必ず連絡すること。**(※大学の業務時間外は、5ページ感染時等連絡先(守衛所))

※ 新型コロナウイルスに感染した場合は、居住する都道府県へ『陽性者登録』をすること。

● 東京都陽性者登録センター

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/shien/youseitouroku.html

● 新型コロナ 陽性者登録窓口について(神奈川県)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/registration.html>

● 千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センターについて

https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kenkoufukushi/test_distribute_and_register_positive.html

● 新型コロナ陽性者登録(埼玉県)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/youseisya-touroku.html>

② **出席停止期間は次のとおりです。**

ただし、医師または保健所から指示があった場合は、その期間とします。

● **感染者**

◆ **症状がある場合**：発症日を0日として、翌日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過するまで

※ 起算日から10日を経過するまでは、健康管理表に健康状態を記録し、健康管理を徹底することとし、不要不急の外出は避け、大学への登校も極力控えること。

- ◆ **無症状の場合**：検体採取日を0日として、翌日から7日間
なお、5日目の抗原定性検査キット(*)を用いた検査で陰性を確認した場合は5日間
- ※ 出席停止期間が短縮された場合、授業への出席を可能とするが、起算日から7日を経過するまでは、健康管理表に健康状態を記録し、健康管理を徹底することとし、不要不急の外出は避けること。

● **濃厚接触者**

- ◆ **感染者の同居者の場合**：感染者の発症日（無症状の場合は検体採取日）または、感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日として、翌日から5日間

- ◆ **上記以外の場合**：感染者の感染可能期間に感染者と最後に接触した日を0日として、翌日から5日間

いずれの場合も、2日目及び3日目の抗原定性検査(*1)キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とする。

(*) 抗原定性検査キットは自費検査とし、「体外診断用医薬品」と表示されたものを必ず用いること（「研究用」等は不可）。

(※) **最終的な登校の可否については**、担当係が保健管理センターと連携の上、**大学**（学生サービス課学生生活係、越中島地区学生支援係）**から連絡します**。登校の再開に当たっては、大学の指示に従ってください。

(※) 詳細及び出席停止の措置により受講できない授業等については、[【令和2年3月26日】「新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応について」（令和5年3月9日更新）](#)を参照。

【連絡先（平日 8:30～18:00）】

品川キャンパス

- ・学生サービス課学生生活係 (03)5463-0433
メールアドレス：g-gaku(at)o.kaiyodai.ac.jp
- ・教務課教務係
メールアドレス：k-kyomu1(at)o.kaiyodai.ac.jp

越中島キャンパス

- ・越中島地区学生支援係 (03)5245-7316
メールアドレス：e-gaku(at)o.kaiyodai.ac.jp
- ・越中島地区教育支援係
メールアドレス：e-kyomu(at)o.kaiyodai.ac.jp

※メールを送信する際には(at)を@に変えて下さい。

【感染時等連絡先（上記時間帯以外、緊急時）】

品川キャンパス（守衛所） (03)5463-0376

越中島キャンパス（守衛所） (03)5245-7323